

美瑛町事後審査型一般競争入札（郵送方式）試行実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、美瑛町が発注する建設工事の請負契約並びに測量、工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を、郵送方式による事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型郵便入札の実施の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、建設工事等のうち、町長が適当と認めたものとする。

（入札の公告）

第3条 事後審査型郵便入札を行うときは、別紙1の標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、公告式条例（昭和32年美瑛町条例第4号）に定める掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項のほか、都市建設課掲示板への掲示、新聞報道の依頼、美瑛町ホームページへの掲載等により周知を図るものとする。

（入札参加資格）

第4条 事後審査型郵便入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

（1）美瑛町建設工事等競争入札参加資格者として、対象工事等と同種の工種について認定を受けていること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）入札執行日までの間に、美瑛町建設工事等入札参加者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（5）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（6）前各号のほか、対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

（入札参加資格の決定）

第5条 前条に規定する入札参加資格は、対象工事等ごとに、この要綱に基づき、美瑛町建設工事等入札参加者資格審査会の議を経て、町長が決定する。

(入札の参加申請)

第6条 事後審査型郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げるものについて該当がない者は、第1号に掲げるもののみで足りるものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札(郵送方式)参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 資本関係・人的関係調書(その2)(様式2)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請書等の提出方法は入札書とともに郵送によるものとし、持参又は電送によるものは受付けないものとする。

(設計図書等の閲覧及び有償配布)

第7条 対象工事等に係る図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、第3条に規定する公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するほか、有償で配布する。

- 2 入札参加希望者は、設計図書等の内容について質疑応答書(様式5)により、質問をすることができる。質疑応答書は入札日の前日まで閲覧に供するものとする。
- 3 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等については町長がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第8条 町長は、現場説明会を行わないものとし、現場説明書をもって、これに代えることとする。

(入札方法)

第9条 事後審査型郵便入札の入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。

- 2 事後審査型郵便入札の入札回数は、1回とする。

(入札書等の郵送方法等)

第10条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等を、あらかじめ指定する日に指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定による郵送は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の無効)

第11条 公告に示した入札参加資格の無い者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(開札の立会及び傍聴)

第12条 町長は、入札事務に関係のない職員2名を開札に立ち合わせるものとする。

2 事後審査型郵便入札に参加した者は、希望により開札に立会できるものとする。

(開札)

第13条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、あらためて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を定めるものとする。

3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 落札者の決定に当たっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きの規定を適用するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札者の決定及び入札参加資格の確認)

第14条 町長は、最低価格入札者(最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。)に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格が有る場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認められた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知(様式3)しなければならない。

4 入札参加資格を認められなかった入札参加希望者は、町長が定める日までに、その理由について説明を求められることができるとし、町長は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書(様式4)により説明するものとする。

(落札者の通知)

第15条 町長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第16条 事後審査型郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとする。

2 前項の公表の方法等については、別に定めるところによる。

(手続の標準的日数)

第 17 条 事後審査型郵便入札の手続の運用に当たっては、別紙 2 に示す標準的日数を参考にして行うものとする。

(入札の延期，中止，取消し)

第 18 条 町長は、事後審査型郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

2 町長は、入札参加者がいないとき、又は第 14 条第 2 項に規定する入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該事後審査型郵便入札を中止する。

(委任)

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。